

令和6年度鳥取県外国人介護人材受入促進事業補助金募集要領

令和6年8月28日

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課

1 目的

県内介護事業所における外国人介護人材の受入環境の整備や、確保に係る取組について支援を行うことにより、外国人介護人材の介護現場における円滑な就労・定着の促進を行うことを目的とする。

2 募集事業の概要

令和7年3月31日（月）までに完了する事業を対象とする。

(1) 募集期間

令和6年8月28日（水）から令和6年12月27日（金）まで

（期間終了後、予算に余力がある場合は、予算の範囲内で再募集を行う可能性あり）

(2) 対象事業及び補助額等

対象事業	<p>外国人介護人材受入促進事業</p> <p>①外国人介護人材が介護現場で働きやすくするための環境整備</p> <p>外国人職員と日本人職員の意思疎通の円滑化、外国人の日本語学習の支援、外国人の記録作業の負担軽減をし、外国人介護人材の介護現場における円滑な就労・定着を促進する目的で、以下のア又はイのいずれかの取組を行う外国人介護人材受入事業所等に対して、その費用の助成を行う。</p> <p>ア 外国人介護人材の活躍に資するツール等の導入支援及び活用促進</p> <p>外国人介護人材が介護現場で円滑に就労・定着できるよう、外国人介護人材の活躍に資するツール等（携帯型翻訳機、多言語対応の介護記録ソフトウェア、e-ラーニングシステムなど）を導入するとともに、導入されたツール等が有効活用されるための研修、勉強会、関連規程の整備などの環境整備を行う。</p> <p>イ その他外国人介護人材が介護現場で働きやすくするための必要な取組</p> <p>②海外現地での外国人介護人材確保の取組に対する支援</p> <p>必要な介護サービスを安心して受けられるよう、その担い手を確保するため、外国人介護人材の確保に関する以下のアからエまでのいずれかの取組を行う事業所等に対して、その費用の助成を行う。</p> <p>ア 送り出し国におけるマーケティング活動等の情報収集</p> <p>外国人介護人材の確保の取組を効果的に行うため、送り出し国の学校、送り出し機関、政治情勢、生活・文化・風習等の事前調査等を実施する。</p> <p>イ 海外現地の学校や送り出し機関との関係構築・連携強化</p> <p>外国人介護人材を円滑に確保することを目的に、海外現地の学校・送り出し機関等との関係構築・連携強化を図るための訪問活動等を行うとともに、必要となる宣材ツールの作成等を行う。</p>
------	--

	<p>ウ 海外現地での説明会開催等の採用・広報活動 更なる外国人介護人材の確保を促進するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海外の日本語学校等での説明会の開催や現地での求人募集 ・ 日本の介護に関するPR、介護施設や介護福祉士養成施設等の情報提供などの広報活動 ・ 上記取組を実施するための宣材ツールの作成等を行う。 <p>エ その他海外現地における外国人介護人材確保のための取組</p>
対象事業者	鳥取県内に所在する介護サービス事業者（介護保険法に基づくサービスに限る）
対象経費	<p>対象事業の実施に要する経費 （報償費、旅費、人件費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料、保険料）、委託費（県内事業者が実施したものに限り。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。）、使用料及び賃借料、備品購入費）</p>
補助率及び補助上限額	<p>○対象事業① 3/4、1法人につき計300,000円</p> <p>○対象事業② 10/10、1法人につき計500,000円</p>
採択予定数	<p>○対象事業① 7事業者（法人）</p> <p>○対象事業② 9事業者（法人）</p>

3 応募について

(1) 提出書類

別途定める「鳥取県外国人介護人材受入促進事業補助金交付要綱」を参照すること。

提出書類	提出部数
①交付申請書（鳥取県補助金交付規則第5条）	各1部
②事業計画書・所要額調書（様式第1-1号、様式第1-2号）	
③収支予算書（様式第2号）	

(2) 提出方法

原則メールにより提出。（難しい場合は問合せ先に相談すること）

4 応募にあたっての留意事項

(1) 2の(2)の対象事業①の実施にあたっては、ツール等を導入した事業所の好事例等について厚生労働省に報告することが要件となっているため、本事業による導入効果等について、実績報告時に県に報告のできるように準備すること。

(2) 厚生労働省では、令和6年度調査研究事業（老健事業）において、「外国人介護人材の受入れ・定着にむけた効果的なICT機器等のツールの利用に関する調査研究事業」を実施する予定であり、2の

(2)の対象事業①による導入効果等の他、補助金交付申請書又は補助金実績報告書を含む事業実施内容等の情報について、当該調査研究事業に活用する目的で、厚生労働省に提供予定であることに留意すること。

(3)複数の関係法人で連携して同一事業を実施した場合や、同一事業に対して他都道府県からの補助や、医療介護総合確保基金による補助を受ける場合など、当該同一の事業に対して重複して補助することはできないことに予め留意すること。ただし、補助を受ける対象事業の内容が明確に異なる場合など認められる場合もあるので、事前に相談すること。

(4)補助金申請等における仕入控除税額の取扱いについては、別紙「補助金申請から実績報告、仕入控除税額等のフローチャート」を踏まえて、適切に手続きを行うこと。

5 提出・問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課地域包括ケア推進担当

電話：0857-26-7176

ファクシミリ：0857-26-8168

電子メール：choujyushakai@pref.tottori.lg.jp